

ふうたのワンポイントレッスン

～Vol.1 保険業法の概要～

はじめに

代協会員の皆さまが体制（態勢）整備を進めるうえでは、PDCA サイクルによる取り組みが重要です。また、PDCA サイクルの中で、たいへん重要となる「C」が実効性のある自主点検や内部監査になっていないことが、弊社の代理店監査において多く散見されています。

日本代協では、代協会員の皆さまが「自己点検」を効率的かつ効果的に実施できるように、2023 年 4 月 25 日から代協会員を対象とした「社内点検者」のレベルアップ支援サービスとして「[代理店自己点検レベルアップ講座](https://www.nihondaikyo.or.jp/guideline/17333/)」を開講しています（<https://www.nihondaikyo.or.jp/guideline/17333/>）。

そこで、2023 年度の「ふうたのワンポイントレッスン 8」では、代協会員の皆さまが実効性のある「自己点検」が実施できるように本講座の内容に沿ったテーマをシリーズで、今月より毎月配信いたします。

社内点検者のレベルアップに是非ご活用ください。

『代理店点検者』が社内点検や内部監査を実施するにあたって、その根拠となる「保険業法」について、まず理解を深めておくことが大切です。

保険業法は、保険業の公共性に鑑み、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

つまり、保険業法は、顧客の保護が目的であり、その目的を達成する手段として保険の募集行為を規制する法律です。

現在の保険業法は、昭和 14 年 3 月 22 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行されました。平成 7 年にすべてを改正することにより成立し、平成 8 年（1996 年）の 4 月 1 日に施行されました。

保険業法は、保険監督法の基本法として保険会社および保険募集に対する監督に係るあらゆる事項について規定しており、以下の事項について、金融庁が、同法に則り保険事業の監督および規制を行っています。

- 1)組織に関し保険会社の特性に照らして会社法に修正を行う
- 2)業務を規制し監督の実効性を担保する
- 3)保険募集を規制し消費者保護を目的とする

といった3つの規定から成り立っています。

また、保険業法は「保険会社に対する監督」と「保険募集に対する監督」の両面について規定しています。

「保険会社に対する監督」とは、保険業を営むには主務官庁（金融庁）に一定の書類を提出し、審査を受け、内閣総理大臣の免許を受けることを必要としており、経営形態を株式会社か相互会社に限定しています。

「保険募集に対する監督」とは、保険会社が公正な保険の募集を行うことを確保するための規制のことを指します。

2013年に保険業法は、「保険商品やサービスの提供等の在り方」に関するワーキンググループが設置され、度重なる議論により、改正されることになりました。

2015年5月27日に改正政府令として公布され、監督指針が発出されました。そして、1年間の準備期間を経て、2016年5月29日に「改正保険業法」として施行されました。

「改正保険業法」では、新たな募集ルール等の規制が導入され、これがすべての保険代理店に適用されることになりました。

具体的には、「意向把握義務」「情報提供義務」「比較・推奨販売義務」の導入を柱とした「保険募集の基本ルール」が創設されました。

また、同時に「代理店による体制整備義務」の導入が求められました。これは、規模と特性に応じた代理店の体制整備、すなわち「保険募集人に対する規制整備」を行うことが義務付けられることになりました。

保険業法は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保すること及び保険募集に関する競争が公正に行われることにより、保険契約者等の保護を図ることを目的としています。

保険会社に対する規定としては、保険業を開始する際には免許等を受けることが必要で、保険会社が破たんした場合の契約者保護のための措置等を規定しています。

また、保険募集に関する規定としては、保険募集の際の不公正・不当な行為の禁止に関する事項等を規定しています。

保険業法は、保険監督法の基本となる法律であり、保険業を行う保険会社や少額短期保険業者等に関する監督と保険募集に関する監督などについて規定しています。

また、似た法律名ですが「保険法」は、契約当事者間における契約ルールについて定めるものであるのに対し「保険業法」は、保険会社に対する監督（免許の内容、業務の内容の規制、罰則等）について定めるものであり、両者は役割を異にするものです。

保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。

公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、そのうえで、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえで、その意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などが金融庁の監督上の着眼点として明確化されています。

保険業法第 300 条には、保険会社や保険募集人が遵守しなければならない規定が定められています。

例えば、第 300 条第 1 項第四号～第九号に違反した場合、保険業法第 317 条の 2、四号、321 条により、1 年以下の懲役、もしくは 100 万円以下の罰金に処されることがあります。

保険代理店は、改正保険業法への対応として、自ら問題意識を持って保険募集管理態勢や顧客情報管理態勢を初めとした適切な態勢整備を実施する必要があります。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役（CEO）山本 秀樹

配信：日本代協事務局